

神奈川県災害救援ボランティア支援センター
設置・運営マニュアル

平成28年4月

(平成30年4月 県庁組織再編による改訂)

かながわ県民活動サポートセンター

はじめに

かながわ県民活動サポートセンターは、ボランティア活動を総合的に支援する施設として、平成8年4月20日、かながわ県民センター内にオープンしました。これは、平成7年1月17日の早朝発生した阪神・淡路大震災における被災地支援を行う百数十万名と推定されるボランティアの活動があり、この年が「ボランティア元年」と呼ばれるほど社会がボランティア活動や市民活動の重要性を改めて認識したことが大きな契機となったことによるものです。

このような設立経緯のあるかながわ県民活動サポートセンターには、神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）に基づき、大規模地震災害発生等により神奈川県災害対策本部が設置されたとき、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、神奈川県災害救援ボランティア支援センターが設置されます。

この神奈川県災害救援ボランティア支援センターの開設・運営を迅速・円滑に行うことが出来るよう、かねてより「神奈川県災害救援ボランティア支援センター設置・運営マニュアル」を作成しておりましたが、平成23年3月11日午後発生した東日本大震災での被災状況等を踏まえて、神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）が修正されたことを機に、より一層の取り組みの充実を図るため、同マニュアルを大幅に見直し改正したものが本書となります。

本書は、神奈川県災害救援ボランティア支援センターの運用体制・担うべき役割等について、運営関係者間で共通認識を持つことを目的にまとめたもので、当支援センターの県地域防災計画における位置付け等の紹介、当支援センターの組織体制、設置・運営にかかる役割・取り組み方を中心に構成しており、事例研究や平常時の取り組みも取り上げました。

なお、災害は、規模、発生場所、時期等の違いにより被災状況が異なりますので、本書に掲載されている事項に従い対応することが、一様に適切とはいえない状況も考えられます。本書はあくまでもガイドラインと認識し、災害発生時には、被災状況等を踏まえ、臨機応変に対応してください。

神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター

目 次

(頁)

神奈川県災害救援ボランティア支援センター設置・運営マニュアル

I	神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）[災害救援ボランティア関連抜粋]	2
1.	災害時の応急活動対策	2
2.	災害時応急活動事前対策	5
II	神奈川県災害救援ボランティア支援センターの体制	8
1.	役割	8
2.	設置場所	8
3.	運営体制・構成	9
4.	担当・役割分担	10
5.	必要な資機材等の整備	11
	神奈川県災害救援ボランティア支援センターと関係機関等の関連概略図	12
III	神奈川県災害救援ボランティア支援センターの設置・運営	13
	【概要】	
1.	発災直後の初動業務について	15
2-1.	神奈川県災害救援ボランティア支援センターの立ち上げ	17
2-2.	神奈川県災害救援ボランティア支援センター 基本的日常業務フロー	18
2-3.	神奈川県災害対策本部と神奈川県災害救援ボランティア支援センターの関係	19
	【個別業務解説】	
3.	庶務・施設管理等	20
4-1.	被災地情報の収集	21
4-2.	市町村ボランティアセンター設置・運営情報収集(ボランティアニーズの把握を含む)	22
4-3.	先遣隊の編成・派遣	23
4-4.	ホームページによる情報発信	24
4-5.	登録ボランティアへの情報配信	25
5-1.	市町村ボランティアセンター運営スタッフ人材派遣	26
5-2.	活動拠点の提供	27
5-3.	資機材・資金調達支援	28
5-4.	各種NPO・企業へのボランティア活動に対する支援要請	29
5-5.	県内外ボランティア受入調整	30
5-6.	県外自治体等への支援要請	31
5-7.	県募集ボランティアの被災地派遣	32
5-8.	県支援センター現地事務所の開設運営	33
IV	ケーススタディ	34
1.	標準運営シミュレーション	34
2.	その他災害時事象への対応	36
V	平常時に行う対策	38
1.	災害救援ボランティア受入体制の整備	38
2.	ネットワークづくりの促進	39
3.	人材の育成と活用	40
4.	マニュアルの作成等	41
別紙	神奈川県災害救援ボランティア支援センター連絡（依頼）票 様式	42
別表	神奈川県災害救援ボランティア支援センター関係機関・団体連絡先一覧	43

I 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）[災害救援ボランティア関連抜粋]

災害時の応急活動対策の概要

県の対策

- 1. ボランティア活動拠点の設置
県災害救援ボランティア支援センターの設置
- 2. 情報の収集・発信
 - (1) 発災直後における被災地情報等の収集
 - ・先遣隊の編成・派遣
 - (2) 県ホームページによる情報の収集・発信
 - ・市町村災害ボランティアセンター設置・運営情報
 - (3) 登録ボランティア（個人・団体）に対する情報配信
- 3. 災害救援ボランティアの受入れ
 - ・被災市町村災害ボランティアセンターの設置及び運営支援
 - ・県内外ボランティア受入調整
 - ・県募集ボランティアの被災地派遣
 - ・県現地支援事務所の開設運営
- 4. 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援
 - ・災害救援ボランティア活動場所・資機材・資金等確保への支援
 - ・各種NPO・企業へのボランティア活動に対する支援要請
 - ・県外自治体等への支援要請

※ 本表は、神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）第4章第13節の各項目に該当する神奈川県災害救援ボランティア支援センターの分掌項目を記載した。

市町村の対策

- 1. ボランティア活動拠点の設置
市町村災害ボランティアセンターの設置
- 2. 災害救援ボランティアの受入れ
災害救援ボランティア団体の活動の円滑な実施に向けた支援
- 3. 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援
災害救援ボランティア活動場所・資機材・資金等確保への支援

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）では、大規模災害が発生し救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合においては、県及び市町村等は、関係団体などと連携し、災害救援ボランティアの活動を支援する市町村災害ボランティアセンター及びその支援を行う県災害救援ボランティア支援センターをそれぞれ設置・運営し、ボランティアニーズ情報の受発信、ボランティアの受入れ・コーディネート等により被災地におけるボランティア活動の効果的な支援に努めるとしている（第4章第13節）。

同計画では、神奈川県災害救援ボランティア支援センターの位置付けを始め、次のとおり、県が行う災害時の応急活動対策及び災害時応急活動事前対策を定めている。

1. 災害時の応急活動対策

1 ボランティア活動支援拠点の設置

(1) 県災害救援ボランティア支援センターの設置（参照 第4章第13節－1－（1））

<関連 III－2－1>

県は、県災害対策本部を設置した時は、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、神奈川県社会福祉協議会、災害救援ボランティア支援団体等と協働・連携し、かながわ県民活動サポートセンター（災害等の状況により設置しがたい場合は、予め定めた別の場所）に県災害救援ボランティア支援センターを設置します。

【県災害救援ボランティア支援センターの主な役割】

- ・災害救援ボランティアに関わる情報収集・発信
- ・被災地域災害ボランティアセンターの設置及び運営支援
- ・市町村災害ボランティアセンターと災害救援ボランティアとの連絡・調整
- ・災害救援ボランティア活動への支援

2 情報の収集・発信（参照 第4章第13節－2）

(1) 発災直後における被災地情報等の収集<関連 III－4－1～3>

県は、発災後速やかに災害救援ボランティアコーディネーター等により組織された先遣隊を被災地域に派遣し、被害状況やボランティアニーズ、災害ボランティアセンターの設置に向けた状況等を把握します。

(2) 県ホームページによる情報の収集・発信<関連 III－4－4>

県災害救援ボランティア支援センターは、神奈川県社会福祉協議会、日本赤十字社神奈川県支部、災害救援ボランティア支援団体等と連携して、被災地域災害ボランティアセンターの設置・運営状況、災害救援ボランティアの受入れ希望等の情報を収集し、県ホームページを通じて情報提供します。

(3) 登録ボランティア（個人・団体）*に対する情報配信<関連 III－4－5>

県災害救援ボランティア支援センターは、災害救援活動を希望するボランティアに対して、電子メールやファックス等の通信手段により、ボランティアニーズ等に関する情報の配信を行います。

*登録ボランティア：災害救援活動に関する情報配信希望を申し出たボランティア（個人・団体）

3 災害救援ボランティアの受入れ（参照 第4章第13節-3）

＜関連 III-5-1、III-5-5、III-5-7・8＞

県は、災害救援ボランティアの受入れに際して、各種ボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮し、必要に応じて災害救援ボランティア支援団体に対して活動拠点を提供する等、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めます。

県外からの支援の受入れについては、県は市町村と連携し、迅速に受入体制を整えるとともに、最大限の便宜を図ることとします。

4 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援（参照 第4章第13節-4）

＜関連 III-5-2～4、III-5-6＞

行政とボランティア団体の特性の違いを活かした効果的な支援活動を行うため、県及び市町村は、災害救援ボランティア支援団体との協働・連携を進めるとともに、その活動に必要な場所・資機材・資金等の確保に対する便宜の提供に努めるものとします。

【参考 連携が必要となる関係機関の災害時の応急活動対策】

1 ボランティア活動支援拠点の設置（参照 第4章第13節-1-（2））

(1) 市町村災害ボランティアセンターの設置

市町村、市町村社会福祉協議会及び災害救援ボランティア団体等は、それぞれの実情に応じて、発災後速やかに、緊密な協働・連携のもと、災害ボランティアセンターを設置します。

【市町村災害ボランティアセンターの主な役割】

- ・被災地・被災者のボランティアニーズ情報の収集・発信
- ・災害救援ボランティアの受入れとコーディネート
- ・災害救援ボランティアへの資機材等の提供等の活動支援
- ・市町村域内外の災害救援ボランティア団体・行政機関と、地域住民等との連絡調整

2 災害救援ボランティアの受入れ（参照 第4章第13節-3）

市町村においても、関係団体等と協力し、災害救援ボランティアに対する活動場所や、必要に応じ、資機材・宿泊場所等の提供あるいはそれらの情報提供により、活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとします。

県外からの支援の受入れについては、県は市町村と連携し、迅速に受入体制を整えるとともに、最大限の便宜を図ることとします。（再掲）

3 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援（参照 第4章第13節-4）

行政とボランティア団体の特性の違いを活かした効果的な支援活動を行うため、県及び市町村は、災害救援ボランティア支援団体との協働・連携を進めるとともに、その活動に必要な場所・資機材・資金等の確保に対する便宜の提供に努めるものとします。（再掲）

2. 災害時応急活動事前対策

災害時の応急活動事前対策の概要

県の対策

1. 災害救援ボランティア受入体制の整備

- (1) 先遣隊派遣体制の整備
- (2) 災害時ボランティア活動拠点の整備
- (3) 災害時ボランティア活動の資機材確保

2. ネットワークづくりの促進

- (1) 災害救援ボランティア活動促進への側面支援
- (2) 災害救援ボランティア情報収集・発信のしくみの構築
- (3) 多様な分野のボランティア・NPO等との連携強化
- (4) 企業・業界団体等との災害時における協力関係構築

3. 人材の育成と活用

- (1) 災害救援ボランティアコーディネーターの育成促進
- (2) 災害救援ボランティアコーディネーターの活動促進

4. マニュアルの作成等

災害救援ボランティア支援センター設置・運営マニュアルの検証・見直し

市町村の対策

1. 災害救援ボランティア受入体制の整備

災害救援ボランティアの受入・活動環境等の整備

2. ネットワークづくりの促進

災害救援ボランティア団体や地域住民等と発災時を想定した連携協力体制の構築

3. 人材の育成と活用

災害時のボランティア活動円滑化に向けた体制整備

4. マニュアルの作成等

災害救援ボランティア支援マニュアル等の検証・見直し

1 災害救援ボランティア受入体制の整備（参照 第3章-第17節-1）

- 県は、発災直後、被災地におけるボランティア活動の拠点となる市町村災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を支援するため、災害救援ボランティアコーディネーター等によって組織される先遣隊の派遣を可能とする体制整備を図ります。【政策局】
- 県は、市町村との協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所や必要な資機材の確保に対する便宜の提供に努めます。【政策局、くらし安全防災局】

2 ネットワークづくりの推進（参照 第3章-第17節-2）

- 県は、災害時にボランティア団体が相互に連携して救援活動ができるよう、平常時から情報提供や相談などの支援を行います。【政策局、くらし安全防災局】
- 県は、災害時のボランティア活動が効果的に行われるようにするため、ボランティアニーズの的確な把握に向け、関係団体や民間機関との連携によるボランティア情報の収集・発信システムの構築を進めます。【政策局】
- 県は、福祉・医療等の専門知識を有する専門ボランティア等、様々な分野のボランティアやNPO等との連携強化のためのシステム作りを進めます。【政策局】
- 県は、情報通信や物資調達運搬など、企業や業界団体等が持つ資機材・ノウハウ・ネットワークを活かした支援活動を個々のボランティア活動に有機的に結びつけるために、事前の協定締結や既存の協定の改定等を進めます。【政策局】

3 人材の育成と活用（参照 第3章-第17節-3）

- 県は、大規模地震の発生時に救援活動等が行えるよう、災害救援ボランティアの育成等を目的とした講座等に職員を派遣します。また、人命救助に必要な基礎的技能等を身につけるセーフティリーダーの養成を行っている神奈川県災害救援ボランティア推進委員会を支援します。【くらし安全防災局】
- 県は、災害時におけるボランティアの需給調整等を行う災害救援ボランティアコーディネーターの養成講座をかながわコミュニティカレッジ講座等において災害救援ボランティア支援団体と協働で実施します。

また、受講者が、実践の場を踏み即戦力となれるよう、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供など受講後のフォローアップに取り組めます。

さらに、市町村と協力し、受講者に限らず、災害救援ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の掘り起こしとネットワーク化に努めます。【政策局】

4 マニュアルの作成等（参照 第3章-第17節-4）

- 県及び市町村は、大規模な災害が発生した際に、県内外から駆けつける多くのボ

ランティアを円滑に受け入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、それぞれ社会福祉協議会等と協働して、災害時におけるボランティアセンターの運営等に関するマニュアル（手順書）等を作成します。[政策局]

- また、県及び市町村は、ボランティア団体や社会福祉協議会等と連携した防災訓練を実施し、作成した災害救援ボランティア支援マニュアルの検証・見直しを行います。[政策局、くらし安全防災局]

【参考 連携が必要となる関係機関の災害時応急活動事前対策】

1 災害救援ボランティア受入体制の整備（参照 第3章－第17節－1）

- 市町村は、関係機関・団体等の協力のもと、災害ボランティアセンターを開設し、災害救援ボランティアの受入体制及び活動環境の整備、ボランティアニーズの把握及び各ボランティア団体への情報提供等について、あらかじめ、市町村地域防災計画の中で明確に定めるよう努めます。

2 ネットワークづくりの推進（参照 第3章－第17節－2）

- 市町村は、平常時から、災害救援ボランティア団体や地域住民等との協働による災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、発災時を想定した連携協力体制づくりに努めます。

3 人材の育成と活用（参照 第3章－第17節－3）

- 市町村は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。

4 マニュアルの作成等（参照 第3章－第17節－4）

- 県及び市町村は、大規模な災害が発生した際に、県内外から駆けつける多くのボランティアを円滑に受け入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、それぞれ社会福祉協議会等と協働して、災害時におけるボランティアセンターの運営等に関するマニュアル（手順書）等を作成します。[政策局]
- また、県及び市町村は、ボランティア団体や社会福祉協議会等と連携した防災訓練を実施し、作成した災害救援ボランティア支援マニュアルの検証・見直しを行います。（再掲）

II 神奈川県災害救援ボランティア支援センターの体制

神奈川県は、県災害対策本部を設置した時、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、神奈川県社会福祉協議会、神奈川県共同募金会、神奈川災害ボランティアネットワークと協働・連携し、原則として、かながわ県民活動サポートセンターに県災害救援ボランティア支援センター（以下、県支援センターという。）を設置する。

本書は、県自らが被災し、県内の被災地支援活動を行う際の手引きとして活用するよう、まとめたものであり、県支援センターの設置・運営においては、II章以降の記載事項を基本とすること。

1 役割

県支援センターの主な役割は、次のとおり。

【県災害救援ボランティア支援センターの主な役割】

- ・災害救援ボランティアに関わる情報収集・発信
- ・被災地域災害ボランティアセンターの設置及び運営支援
- ・市町村災害ボランティアセンターと災害救援ボランティアとの連絡・調整
- ・災害救援ボランティア活動への支援

2 設置場所

県支援センターは、かながわ県民活動サポートセンター（かながわ県民センター内）に設置する。

かながわ県民活動サポートセンターが被災し設置できないときは、県の現地災害対策本部が設置される各地域県政総合センターの協力を得るなどして、被災の状況等に応じ、適切な場所に設置することとする。

【関連施設所在地等一覧】

名称	所在地	電話番号
＜県支援センター基本設置場所＞		
かながわ県民活動サポートセンター	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2（かながわ県民センター内）	045-312-1121
＜各地域県政総合センター＞		
横須賀三浦地域県政総合センター	横須賀市日の出町2-9-19（横須賀合同庁舎内）	046-823-0210
県央地域県政総合センター	厚木市水引2-3-1（厚木合同庁舎内）	046-224-1111
湘南地域県政総合センター	平塚市西八幡1-3-1（平塚合同庁舎内）	0463-22-2711
県西地域県政総合センター	小田原市荻窪350-1（小田原合同庁舎内）	0465-32-8000

3 運営体制・構成

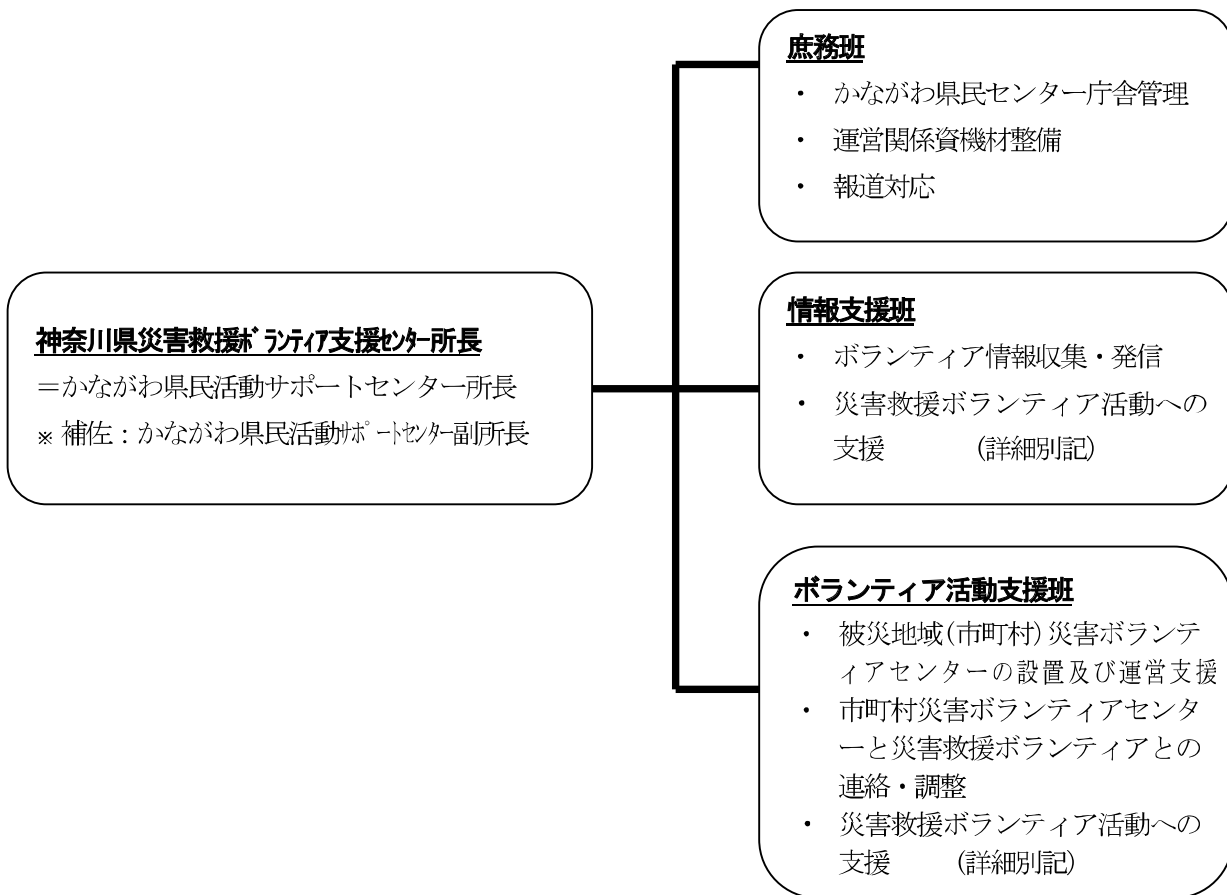
県支援センターの役割を担うため、運営は、神奈川県社会福祉協議会、神奈川県共同募金会、神奈川県災害ボランティアネットワーク等と協働・連携して行うものとする。

具体的な運営体制・構成は次のとおりとし、構成員となる各機関・団体は、県支援センターの運営に必要な人員を参集させ、分担して役割を担っていくものとする。また、災害時に迅速な対応ができるよう、あらかじめ各機関において、次項に掲げる担当・役割分担を担う人員を指定しておくものとする。

【神奈川県災害救援ボランティア支援センターの組織体制】

区分	構成員
設置・運営主体	かながわ県民活動サポートセンター
運営協力者	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
	特定非営利活動法人神奈川災害ボランティアネットワーク
	社会福祉法人神奈川県共同募金会 (災害ボランティアセンターの財政的支援及び災害ボランティア活動支援プロジェクト会議との連絡調整等に関して協力を行う)

※ 必要に応じて、全国社会福祉協議会・全国ボランティア活動振興センター及び災害ボランティア活動支援プロジェクト会議等、上記運営協力者と関係の深い団体へ協力要請等を行う。



4 担当・役割分担

県支援センターの運営を行うに当たり必要な担当・役割分担の詳細は、関係機関・団体所属者を含めて次のとおりとする。

(1) 県支援センター 組織分掌

① 庶務班

人員体制	分掌
庶務班 (構成) ● 班長 運営サービス課長 ● スタッフ 運営サービス課職員	【庶務・施設管理等】 1. かながわ県民センター庁舎管理 2. 県支援センター運営関係資機材整備 3. 報道対応 4. その他

② 情報支援班

人員体制	分掌
情報支援班 (構成) ● 班長 基金事業課長 ● スタッフ ボランティア活動サポート課職員 基金事業課職員 県社会福祉協議会 神奈川災害ボランティアネットワーク	【情報の収集・発信、ボランティア活動支援】 1. 被災地情報の収集 2. 市町村災害ボランティアセンター設置・運営情報収集 (ボランティアニーズ把握含む) 3. 先遣隊の編成・派遣 4. ホームページによる情報発信 (被災地の情報、ボランティア募集情報) 5. 登録ボランティアへの情報配信 6. その他

③ ボランティア活動支援班

人員体制	分掌
ボランティア活動支援班 (構成) ● 班長 ボランティア活動サポート課長 ● スタッフ ボランティア活動サポート課職員 基金事業課職員 県社会福祉協議会 神奈川災害ボランティアネットワーク	【市町村災害ボランティアセンター支援、ボランティア活動支援】 1. 市町村災害救援ボランティアセンター運営スタッフ人材派遣 2. ボランティア活動拠点の提供 (県民センター施設提供、市町村ボランティアセンター支援対応) 3. 資機材・資金調達支援 (ボランティア支援対応、市町村ボランティアセンター支援対応) 4. 各種NPO・企業へのボランティア活動に対する支援要請 5. 県内外ボランティア受入調整 6. 県外自治体等への支援要請 7. 県募集ボランティアの被災地派遣 8. 県支援センター現地事務所の開設運営 9. その他

※各班は連携し、情報共有の徹底を図ること。また、状況に応じて、各班の人員を増減するものとする。

(2) 関係する機関・団体と役割

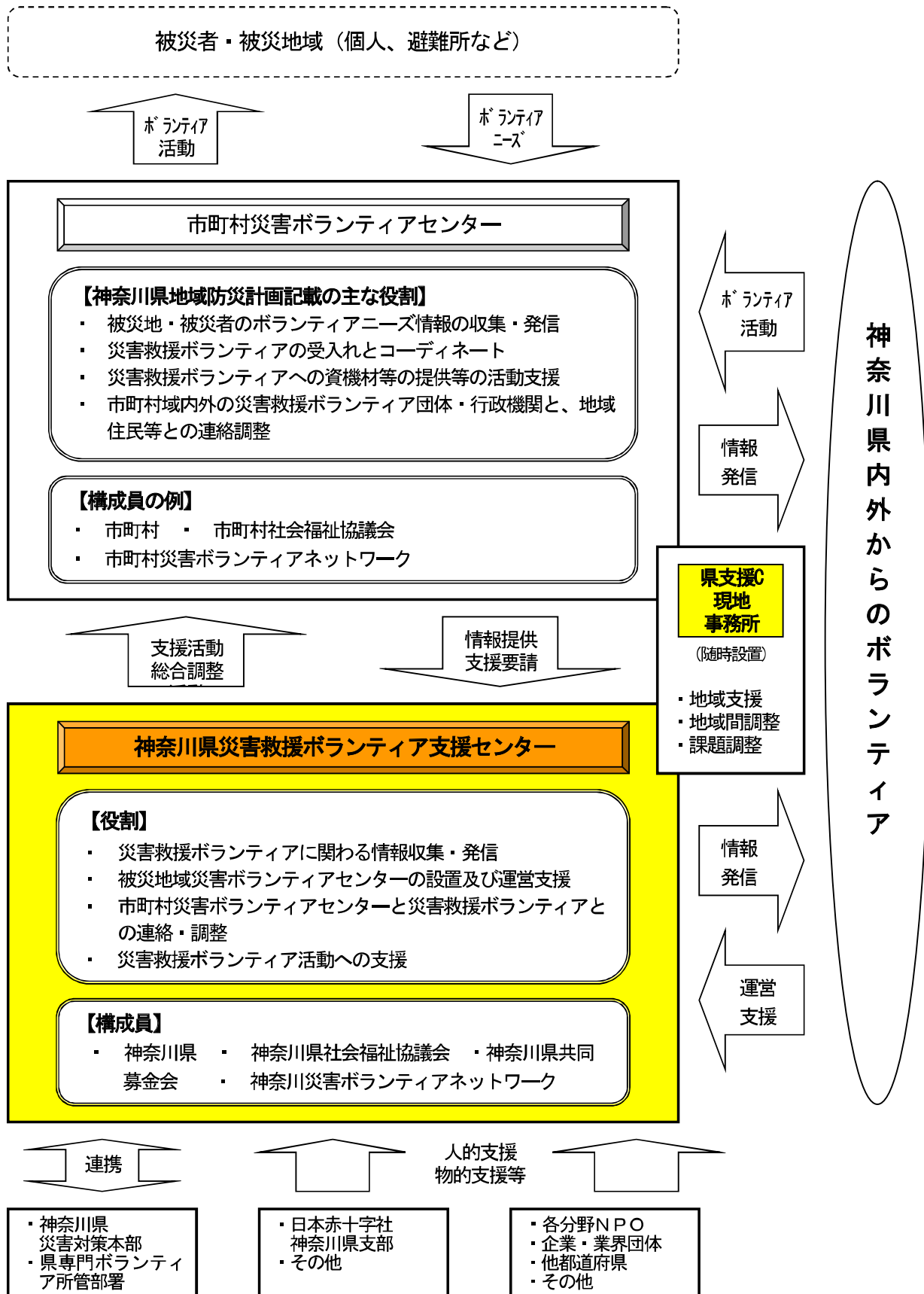
区分	名称	分掌	
関係機関	日本赤十字社神奈川県支部	・被災地災害ボランティアセンターへの各種支援	
県	県政策局NPO協働推進課	(県災害対策本部政策部災害救援ボランティア支援班) ・県災害救援ボランティア支援センターの応急活動と連携が必要な県災害対策本部関係局との連絡調整	
	県国際文化観光局国際課	専門ボランティア関係調整	通訳・翻訳ボランティア
	県福祉子どもみらい局地域福祉課		福祉ボランティア
	県健康医療局健康危機管理課		医療ボランティア
県県土整備局建築安全課	応急危険度判定士		

5 必要な資機材等の整備

具体的な県支援センターの設置場所にかかる方針及び運営に必要な主な物品は次とし、平常時から、必要な物品類の整備に努めるものとする。

<p>(1) 県支援センター設置場所関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ かながわ県民活動サポートセンター所長室を、県支援センター所長室とする。 ○ かながわ県民センター11階 かながわ災害救援ボランティア活動支援室に、県支援センター運営事務局を設置し、必要な物品類を整備する。 ○ かながわ県民活動サポートセンター事務室を、県支援センターの運営に活用する。
<p>(2) 県支援センター運営時に必要な物品類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ テーブル、いす、ホワイトボード、マーカー、電話、FAX、コピー機、パソコン（インターネット接続環境含む）、プリンタ、テレビ、ラジオ、地図、事務用品、ヘルメット、ファイリングキャビネット、ゴミ袋、傘立て ※ かながわ県民活動サポートセンター事務室の装備品も情報収集等に活用する。
<p>(3) その他運営スタッフ支援等で必要となることが想定される物品類</p> <p>【生活支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 寝袋、毛布、食料品、飲料水、タオル、ろうそく、救急医薬品、懐中電灯 <p>【活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車、工具、拡声器、携帯電話、簡易トイレ、懐中電灯、長靴、カッパ、手袋、カイロ

神奈川県災害救援ボランティア支援センターと関係機関等の関連概略図



Ⅲ 神奈川県災害救援ボランティア支援センターの設置・運営

次に、県支援センターの設置・運営に伴い、時系列で実施する事項における役割と対応方法等の標準的なガイドラインを示す。

なお、県支援センターの活動は、災害の種類や規模によって大きく変わってくることが想定され、このガイドラインを踏まえながらも、随時、適切な対応を検討・実施していくことが望まれる。

【災害時における時系列標準対応フロー】

フェーズ	時系列	主な実施項目	備考
Ⅳ 発災Ⅳ 初動活動期 (初日・2日目)		かながわ県民センター自衛消防隊活動	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速にスタッフを招集 ・ホームページの活用 ・市町村ボランティアセンター設置支援方法は、人材派遣、資機材・資金調達支援等
		県支援センター立ち上げ	
		県支援センター初動活動 <ul style="list-style-type: none"> ○被災地情報の収集 ○市町村ボランティアセンター設置情報収集 ○先遣隊の編成 ○情報発信 ○市町村ボランティアセンター設置支援 	
応急活動期 (3日目～1・2週目)		県支援センター応急活動 <ul style="list-style-type: none"> ○市町村ボランティアセンター運営情報収集 ○被災地情報の収集 ○先遣隊の派遣 ○情報発信・情報配信 	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ県民センター施設内の活用 ・NPO、企業のスキルを生かした支援を要請
		<ul style="list-style-type: none"> ○市町村ボランティアセンター設置・運営支援 ○ボランティア活動支援 ○各団体・県外への支援要請 ○ボランティア受入調整 ○ボランティア被災地派遣 ○現地支援事務所の開設運営 	
復旧活動期 (1・2週間後以降)			

神奈川県災害救援ボランティア支援センター 組織（班別）分掌詳細と解説ページ

班名	分掌	内容解説 ページ	発生フェーズ		
			初期活動期	応急活動期	復旧活動期
(全体)	1. かながわ県民センター自衛消防 隊活動	Ⅲ-1	→		
	2. 県支援センターの立ち上げ	Ⅲ-2-1	→		
1 庶務班	1. かながわ県民センター庁舎管理 2. 県支援センター運営関係資機材整備 3. 報道対応	Ⅲ-3	→	→	
2 情報支援班	1. 被災地情報の収集	Ⅲ-4-1	→	→	→
	2. 市町村ボランティアセンター設置・運営情報収集 (ボランティアニーズ把握含む)	Ⅲ-4-2	→	→	→
	3. 先遣隊の編成・派遣	Ⅲ-4-3	→	→	
	4. ホームページによる情報発信 ----- ① 被災地の情報 ② 市町村ボランティア募集情報	Ⅲ-4-4	→	→	→
	5. 登録ボランティアへの情報配信	Ⅲ-4-5		→	→
3 ボランティア 活動支援班	1. 市町村ボランティアセンター運営スタッフ 人材派遣	Ⅲ-5-1		→	→
	2. 活動拠点の提供 ----- ① 県民センター施設提供 ② 市町村ボランティアセンター支援対応	Ⅲ-5-2		→	→
	3. 資機材・資金調達支援 ----- ① ボランティア支援対応 ② 市町村ボランティアセンター支援対応	Ⅲ-5-3		→	→
	4. 各種NPO・企業へのボラン ティア活動に対する支援要請	Ⅲ-5-4		→	→
	5. 県内外ボランティア受入調整	Ⅲ-5-5		→	→
	6. 県外自治体等への支援要請	Ⅲ-5-6		→	→
	7. 県募集ボランティアの被災地派遣	Ⅲ-5-7		→	→
	8. 県現地支援事務所の開設運営	Ⅲ-5-8		→	→

Ⅲ－１ 発災直後の初動業務について

発災直後の初動業務として、神奈川県立かながわ県民センター消防計画に基づき、かながわ県民活動サポートセンター及びかながわ県民センター入庁機関・団体により、かながわ県民センター自衛消防隊を設置し、次のとおり、かながわ県民センターの被害状況の把握、負傷者救護、安全確保等の業務を行う。

【かながわ県民センター自衛消防隊の業務内容】

- 情報通信機器の稼働確認
- 来館者、入庁機関・団体向けの全館放送
- テレビ・ラジオ、防災行政通信網情報収集
- 建物、各設備（自家発電・受変電・消防・給排水）の点検整備
- 火気使用設備器具の使用停止
- 被害状況の集約、NPO協働推進課への報告
- 庁内出入口の警備及び地下駐車場の閉鎖
- 負傷者の応急救護・搬送、救急隊、病院との連絡
- 各室の落下物、転倒危険物の安全確認
- 各階来庁者、職員の避難誘導（一時避難場所への誘導）
- 各階防火扉の閉鎖
- 各階の被害状況の調査及び館内の安全確保（2次被害の防止）

【かながわ県民センター入庁機関・団体勤務職員が少ない場合】

上位の職の者が順次責任者となる。職員が少数であっても最高責任者は8階に常駐し、必要な指示を出すとともに、できるだけ補佐する職員も常駐する。

【来館者の安全確保】

防災扉の復旧、立入禁止区域（ガラス破損箇所等）の表示

【負傷者がいた場合】

運営サービス課へ報告。119番通報、救護班へ連絡。

※ 自衛消防隊の組織は、P16 かながわ県民センター自衛消防隊編成図を参照。業務、配置等は別途、毎年度定められるかながわ県民活動サポートセンター配備編成計画による。

【勤務時間外、休日に発災した場合におけるかながわ県民活動サポートセンター職員の留意事項】

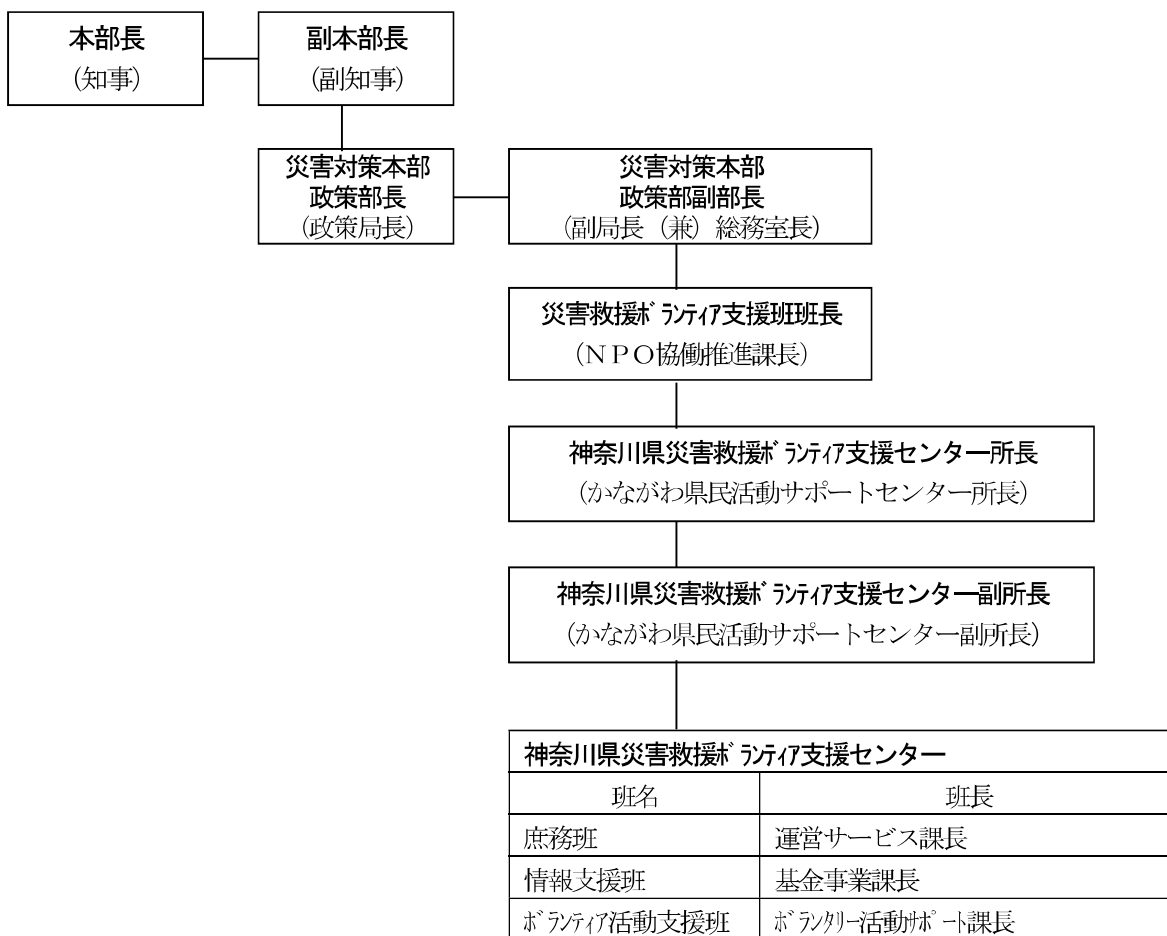
区 分	行動内容
被災地外の職員	・ かながわ県民活動サポートセンターに緊急参集する。
被災地の職員	・ 連絡手段の確保に努め、被災状況等を県支援センターへ報告する。 ・ 交通機関などの状況を把握し、かながわ県民活動サポートセンターに参集する。 ・ 被災地の被災状況等を県支援センターに報告する。

かながわ県民センター自衛消防隊 編成図



※ 配置職員は別途、毎年度定められるかながわ県民活動サポートセンター配備編成計画による。

災害対策本部設置時のかながわ県民活動サポートセンターの位置付け



Ⅲ-2-1 神奈川県災害救援ボランティア支援センターの立ち上げ

【担当】 全体	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
		→		

発災直後、神奈川県立かながわ県民センター消防計画に基づき行った、かながわ県民センター自衛消防隊活動の終了後、県支援センター開設・運営に移行することとする。

対応の概要

(1) かながわ県民センター自衛消防隊活動からの移行

かながわ県民センター自衛消防隊による以下の主な活動項目のメドが立ち次第、県支援センターの開設・運営に移行する。

【かながわ県民センター自衛消防隊の主な活動項目】
P15のとおり

(2) 県支援センター開設

かながわ県民センター11階 かながわ災害救援ボランティア活動支援室に運営事務局の開設。

(3) 担当スタッフの参集・配置、役割の確認

運営団体（かながわ県民活動サポートセンター、神奈川県社会福祉協議会、神奈川県共同募金会、神奈川県災害ボランティアネットワーク）スタッフ参集（Ⅱ-3、4参照）

(4) 県NPO協働推進課(災害救援ボランティア支援班)へ県支援センターの開設・スタッフ配備状況報告

(5) 関係団体、専門ボランティア所管部局へ県支援センター立ち上げの連絡

(関係機関・団体連絡先一覧 P43~44 参照)

(6) 来館者向けに県支援センター開設の情報提供（館内放送、1階9階に掲示）

(7) かながわ県民活動サポートセンターホームページにて県支援センター立ち上げの情報発信

Ⅲ-2-2 神奈川県災害救援ボランティア支援センター 基本的日常業務フロー

県支援センターの基本的な1日の流れ

県支援センターの運営体制整備後の業務実施における1日の基本的なフローは次のとおりとする。1日の活動がほぼ終了した後に、運営関係機関等が一堂に会し、情報共有・課題対応協議のための会議の開催がポイントとなる。支援者側の認識統一がなされることにより、サポート対象の重複や地域ごとの支援の強弱の発生といった事態を防ぎ、効率的な被災地支援につながるが見込まれる。

時間	庶務班	情報支援班	ボランティア活動支援班
8:30	スタッフ集合		
8:40	各班リーダーミーティング		
8:50	担当ごとの打合せ・準備		
9:00	県支援センター運營業務の実施		
	【主要取組項目等】 情報共有 ← 情報共有 ← ◎ 庁舎管理 (運営資機材整備) ◎ 報道対応 ◎ 他班支援	【主要取組項目等】 ◎ 被災地情報の収集 ◎ 市町村ボランティアセンター情報の収集 (先遣隊編成・派遣) ↓ ◎ ホームページによる情報発信 ◎ 登録ボランティアへの情報配信	【主要取組項目等】 → 情報共有 → 情報共有 ◎ 市町村運営スタッフ派遣調整 ◎ 活動拠点確保・提供調整 ◎ 資機材調達等各種支援調整 (企業等への支援要請・調整) ◎ ボランティア受入調整 (ボランティア参集先の調整) ◎ 県外自治体等への支援要請 ◎ 県募集ボランティア被災地派遣準備 (ボランティアバスの運行) ◎ 県現地支援事務所開設調整
17:00	県支援センター運営会議 ・ 本日の実施事項、収集情報、課題等の報告・情報共有 ・ (県現地事務所、県派遣ボランティア活動報告) ・ 翌日以降の対応・運営体制等の協議 【会議運営主体】 ・ かながわ県民活動サポートセンター、神奈川県社会福祉協議会、神奈川県災害ボランティアネットワーク、神奈川県共同募金会 【会議参集機関等】 ・ 日本赤十字社神奈川県支部など関係機関・団体に広く参加を呼び掛け、情報交換を行うとともに、連携強化を図るものとする。		
会議後	各担当により、必要に応じて業務継続		

※ 県支援センターと市町村災害ボランティアセンター等との相互連絡・依頼に用いるため、P42に神奈川県災害救援ボランティア支援センター連絡(依頼)票様式を添付しているのので適宜、活用すること。

Ⅲ－２－３ 神奈川県災害対策本部と神奈川県災害救援ボランティア支援センターの関係

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）では、知事は、地震災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規程に基づき、県災害対策本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置すると規定している。

県災害対策本部の組織は、本部に統制部を置き、災害対策本部各部の緊急・応急対策の実施に関する指導・調整及び警察、自衛隊、市町村、関係機関等との連絡調整を行う。

県災害対策本部組織上において、県支援センターの設置・運営は、政策部災害救援ボランティア支援班の分担業務と位置付けられており、庁内の必要な連絡・調整を行う際には、災害救援ボランティア支援班の役割を担う政策局政策部NPO協働推進課を通じて行うこととする。

神奈川県災害対策本部組織及び分担業務抜粋

部	部長 副部長	班	班長等	分担業務
政策部	部長 政策局長 副部長 政策局副局長 兼総務室長 部付 政策部長	災害救援ボランティア支援班	NPO協働推進課長	災害救援ボランティア支援センター（かながわ県民活動サポートセンター内）の設置及び運営に関すること。
	(略)	(略)	(略)	(略)

(神奈川県災害対策本部要綱 別表第1より)

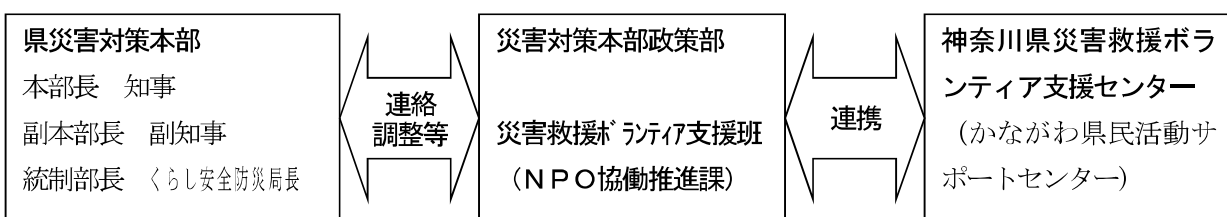
神奈川県災害対策本部災害救援ボランティア支援班の役割について

県支援センターの運営において、県災害対策本部や県庁内連絡・調整等に関する事項は、災害救援ボランティア支援班（県NPO協働推進課）を通じて行うこととするが、具体的に想定される内容は次のとおりである。

災害救援ボランティア支援班を通じて行う取組事項の例

- 県災害対策本部が持つ被災地その他関連情報の収集、県支援センターへの情報提供
- 市町村災害ボランティアセンター運営及びボランティア活動支援に関する支援要請
(活動拠点の確保、資機材等の確保、県現地ボランティア支援事務所設置場所に関する相談対応・支援)
- その他他都道府県災害対策本部災害救援ボランティア支援担当部署及び庁内関係調整等

【庁内関係図】



Ⅲ-3 【庶務】 庶務・施設管理等

【担当】 庶務班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
		→		

発災直後のかながわ県民センター自衛消防隊活動に引き続き、神奈川県災害救援ボランティア支援センターを置かながわ県民センターが施設として機能するよう、庁舎の運営管理に努めるほか、県支援センターの運営支援に関する業務を行う。

対応の概要

(1) かながわ県民センター庁舎管理

かながわ県民センター自衛消防隊活動に引き続き、以下のような業務を行い、庁舎管理に努める。

庁舎管理関係の主な業務

- 来館者、入庁機関・団体向けの情報提供
- 建物、各設備（自家発電・受変電・消防・給排水）の損傷箇所修復
- 県災害対策本部災害救援ボランティア支援班へ職員参集状況等の報告
- 防災行政通信網における情報収集・報告

(2) 県支援センター運営関係資機材整備

県支援センターの運営に必要な主要物品類は下記のとおりで、原則として平常時から準備しているものを活用するが、運営状況の推移を踏まえて、整備強化に努める。

県支援センター運営時に必要な物品類

- テーブル、いす、ホワイトボード、マーカー、電話、FAX、コピー機、パソコン（インターネット接続環境含む）、プリンタ、テレビ、ラジオ、地図、事務用品、ヘルメット、ファイリングキャビネット、ゴミ袋、傘立て
- ※ かながわ県民活動サポートセンター事務室の装備品も情報収集等に活用するので平常時と同等の整備環境となるよう努める。

(3) 報道対応

県支援センターの活動に対する報道機関の取材対応結果をとりまとめ、県NPO協働推進課（県災害対策本部災害救援ボランティア支援班）へ報告を行う。

Ⅲ-4-1 【情報支援】被災地情報の収集

【担当】 情報支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
		→		

被災状況等を把握するため、関係各方面から電話等の通信手段や相手方訪問による直接聞き取りを行う等により、必要な情報の収集を行う。

対応の概要

(1) 情報収集

情報収集先等は次のとおりで、手分けして行っていく。

- ※ 電話による情報収集が基本だが、相手方も混乱しており、電話対応が業務停滞を招く場合も考えられる。情報が集まる場所を見極め、そのような場所にピンポイントで情報収集活動を行ったり、必要に応じ一部スタッフを相手方に派遣し、直接、情報収集を行う等、相手方の状況を踏まえた対応を行うこと。

相手方	主担当	情報収集内容
市町村	県サポ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアセンターの開設状況 ・ ボランティア支援活動の状況 ・ ボランティア受入体制 (ボランティア活動が可能な場所・不可能な場所) 活動場所までの交通手段、活動場所に行く までの問題点 等を随時、確認する
市町村社会福祉協議会	県社協	
市町村災害ボランティア団体	KSVネット	・ 各市町村災害ボランティア団体の活動状況
県災害対策本部	県サポ (県NPO協働推進課)	・ 人的被害、物的被害、ライフライン、交通機関の被災状況
専門ボランティア関係 (国際課、地域福祉課、健康危機管理課、建築安全課)	県サポ	・ 所管専門ボランティアの活動状況
テレビ、ラジオ等マスコミ情報	県サポ	・ テレビ、ラジオ等による被害、復旧情報等

※ 県サポ：かながわ県民活動サポートセンター、県社協：県社会福祉協議会、KSVネット：神奈川災害ボランティアネットワークの略称とする。

(2) 収集情報の整理・分析

収集した情報を一覧にまとめ整理し、情報共有の上、分析を行う。

(3) 重要情報 (対応すべき情報・広報すべき情報) の選別

(4) 県支援センター内情報伝達

県支援センター内で情報共有する。

Ⅲ-4-2 【情報支援】市町村ボランティアセンター設置・運営情報収集（ボランティアニーズの把握を含む）

【担当】 情報支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
		→		

県支援センターの主要役割のひとつである、市町村災害ボランティアセンターへの支援のため、被災の明らかな地域のほか、県内全市町村災害ボランティアセンターの設立や運営状況・支援要請など、必要な情報収集を行う。

また、市町村災害ボランティアセンター等を通じ、ボランティア募集情報の一元的な発信に向け、各地で寄せられているボランティアニーズの把握に努めることとする。

対応の概要

(1) 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営状況確認

市町村、市町村社会福祉協議会から収集した情報に基づき、各地の設置・運営状況を随時にまとめる。必要に応じて、各センターの支援要請を聴取する等、追加調査を行う。

【主要事例と対応】

主要聴取内容	想定支援内容
設置場所の不足	近隣市町村等との調整など、場所確保に向けた必要な支援の実施
運営人材の不足	県支援センターから運営要員派遣、運営ボランティア募集支援
物資の不足	必要な資機材の確保のため、企業・業界団体等への協力要請
運営資金の不足	県共同募金会等、財政的支援を行う団体への協力要請

※ なお、中央共同募金会が主体で、企業や社会福祉協議会、災害救援に関わるNPO等が構成員となって設置されている災害ボランティア活動支援プロジェクト会議は、災害時に被災地支援活動を行うとともに、幅広く災害関連情報が集積されると想定される。

災害時においては、県支援センターと協働・連携する神奈川県共同募金会を通じ、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議と連絡体制を構築するものとする。

(2) 各市町村センターからボランティアニーズ情報の収集

各市町村センターが把握した被災者ニーズやすでに行っているボランティア活動状況を情報収集する。

(3) ニーズのとりまとめ・情報共有

収集した情報を一覧化し、県支援センター内で情報共有する。

(4) 市町村ボランティアセンター支援に向けた情報分析

随時、市町村ボランティアセンターの運営やボランティア募集支援に向けて情報分析し、対応検討につなげる。

Ⅲ-4-3 【情報支援】先遣隊の編成・派遣

【担当】 情報支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
		→		

被災状況の把握等を行うため、災害救援ボランティアコーディネーターにより構成された先遣隊の編成を行う。

収集した被災情報により先遣隊派遣の必要性の検討を行う。派遣決定した場合、派遣者・派遣先・派遣ルート・派遣目的を定めて、派遣決定する。

定めた先遣隊編成方針に基づき、具体的に先遣隊メンバーを決定・招集し、現地派遣・情報収集等を行うこととする。

対応の概要

(1) 派遣先

派遣先、ルートは、被災に関する情報を踏まえ対象箇所を決定し、当該市町村に伝達する。

(2) 編成

先遣隊は、被災地ごとに、原則として災害救援ボランティアコーディネーター2名で編成するものとし、必要がある場合、増員を行う。他機関・団体の先遣隊との連携・協力にも留意し、効率的な活動に努める。

(3) 目的

- ・被災地における被災状況確認
- ・市町村災害ボランティアセンターの設置・運営状況確認・必要な支援
- ・ボランティア受入体制の確認（ボランティア拠点・宿泊場所有無・交通手段等）

(4) 活動期間

原則として活動期間は1日とし、活動当日に帰着し、被災地の状況等の報告を行うものとする。

(5) 事前準備

先遣隊の編成においては、あらかじめ先遣隊の候補者を定め、発災時に迅速に編成できるよう、調整しておくとともに、次の資機材を利用できるよう保管・管理するものとする。

先遣隊派遣に準備すべき主な資機材

- ・リュックサック
- ・寝袋
- ・雨具
- ・長靴、安全靴
- ・釘踏み抜き防止インソール
- ・軍手
- ・作業用手袋(皮革等)
- ・携帯電話
- ・ラジオ
- ・懐中電灯
- ・スコップ
- ・救急医療品
- ・カメラ

(6) 先遣隊構成員の招集

派遣者を決定し、県支援センターに招集する。

(7) 目的の説明・共有

活動目的や注意事項等を伝達する。

(8) 現地派遣

借上車両等、移動手段を確保した上で、計画ルートで目的地に赴く。

(9) 被災地情報の収集等

(10) 報告

Ⅲ-4-4 【情報支援】ホームページによる情報発信

【担当】 情報支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
		→		

収集情報に基づき、神奈川県コンテンツマネジメントシステムにより、県支援センターの設置の周知や災害ボランティア情報の提供を行うためのホームページを作成し、かながわ県民活動サポートセンターのホームページにより公開する。

対応の概要

(1) 情報発信内容

主に情報収集された被災地の情報及び市町村災害ボランティアセンターから収集したボランティア募集情報を掲載対象とし、ボランティア募集情報は、各市町村の募集状況を一覧化して閲覧できるよう図るものとする。

(2) ホームページ作成・公開方法例

発災直後の情報発信に関する手順は次のとおり。

- ① 神奈川県コンテンツマネジメントシステムにログインする。
- ② サブサイト「災害ボランティア情報」中のページ「災害ボランティア情報（支援センター立上げ時様式）」を抽出し、「修正」をクリックする。
- ③ タイトル及び内容を適宜修正し、下方の「点検・申請」をクリックする。

<ホームページ例と基本修正箇所>



様式中の●で仮置きしてあるところをすべて差し替えるものとする。

差し替え前	差し替え後の例
201●年●月●日	2012年1月1日
●地震について	神奈川県地震について
第●報	第1報
201●年●月●日(●曜日)●時●分現在情報	2012年1月1日(日曜日)0時0分現在情報

- ④ あわせて、当該ページをかながわ県民活動サポートセンターのトップページからリンク付けする。
- ⑤ 承認権者に申請した旨伝える。システム上の承認処理の実行後、ページが公開される。

Ⅲ-4-5 【情報支援】登録ボランティアへの情報配信

【担当】 情報支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
			→	

ボランティア希望者の円滑な活動実施を支援するため、県支援センターが、被災地での「災害救援ボランティア活動」を希望する県民に対して、災害救援ボランティア関連情報を電子メールシステムにより発信する。

対応の概要

(1) 県民からの申込み

配信希望者は、電子メールシステムにより情報配信先アドレスを県支援センターの所定アドレスに送信する。

(2) 配信者登録

県支援センターは、申込のあったメールアドレスを一括登録し、整理する。

(3) 情報発信

県支援センターは、ボランティア募集情報など、災害救援ボランティア関連情報を随時にとりまとめ、配信希望者へ情報発信する。

※ 収集した個人情報は、神奈川県が所管することとし、神奈川県個人情報保護条例に基づき取り扱う。

【配信情報の例】

神奈川県災害救援ボランティア支援センター 災害救援ボランティア関連情報

〇〇〇〇年〇月〇日現在情報

被災地ボランティア活動等の情報

災害ボランティアセンターの設置が進み、ボランティアの受入体制が整備され、ボランティア募集を行う地域が増えてきています。

一方で、依然として、支援拠点が手狭なため、ボランティアの受け入れが十分できないところも残っています。被災地のインフラや交通も徐々に回復する中、より適切な場所に災害救援ボランティアセンターを移行するなどし、ボランティア受け入れのための環境整備が進められています。

なお、地域によっては、電気・水の供給が復旧していないところや、宿泊場所が十分にとれないところなどもあり、本格化なボランティア活動が困難な地域も見られます。

ボランティア募集を行っている災害ボランティアセンター等は次のとおりです。

ボランティア募集を行っている災害ボランティア支援センター等

- ・〇〇市災害ボランティア支援センター

[詳細はこちら](#)

- ・〇〇町災害ボランティア支援センター

[詳細はこちら](#)

Ⅲ-5-1 【ボランティア活動支援】市町村ボランティアセンター運営スタッフ人材派遣

【担当】 ボランティア活動支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
			—————▶	

被災市町村では、ボランティアの活動拠点となる市町村災害ボランティアセンターを設置・運営することが求められるが、運営スタッフとなるべき人材が被災する等により、自らの地域のみでは十分な運営体制を組織できない場合も想定される。

そのような市町村からのボランティアセンター運営のための人材派遣要請に対し、対応するものとする。

対応の概要

(1) 派遣決定

被災地の状況、支援要請内容を踏まえて、派遣すべきチームの規模を決定する。派遣チームの宿泊場所・生活必要物資は確保しておくほか、P23 Ⅲ-4-3 「先遣隊の編成・派遣」(5)記載の「先遣隊派遣に準備すべき主な資機材」を参考に、現地から必要装備等を聞き取り、資機材を備えること。

(2) 派遣チーム体制

原則として、県、県社会福祉協議会、神奈川災害ボランティアネットワークの中から適当数のチームを組み、ローテーションにより派遣する。派遣においては、所属先の服務上の整理を行うこと。

なお、県支援センターの人員にも限りがあり、すべての派遣要請に応じることが困難な場合がある。そのような場合は、運営を担うスタッフを志すボランティアを募り、充てる対応を基本とする。

ボランティア募集においては、当該市町村災害ボランティアセンターからの募集広報とあわせ、県支援センターにおいても募集広報を行い、協力する。

市町村災害ボランティアセンター運営スタッフの確保のヒント

県支援センターに運営スタッフ派遣要請があった場合で、スタッフ派遣が困難なときの対応策には、構成団体の県社会福祉協議会及び神奈川災害ボランティアネットワークが有するネットワークを活用し、スタッフ派遣を呼びかける方法も考えられる。

(3) 派遣市町村での役割

- ① 派遣先の災害ボランティアセンター設置にかかる支援
- ② 派遣先の運営スタッフとして業務従事
- ③ 県支援センターとの連絡・調整

(4) その他

- ① 派遣を行う際は、スタッフの派遣計画を作成し、1回の派遣期間は概ね1週間を超えない範囲でローテーションすることとする。
- ② 派遣するスタッフには、派遣先の状況・派遣先での役割等を周知しておくものとする。

Ⅲ-5-2 【ボランティア活動支援】活動拠点の提供

【担当】 ボランティア活動支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
			—————▶	

大規模な災害が発生すると、災害救援ボランティア活動を行う意欲のある方・団体への活動支援が求められる。

具体的には、県地域防災計画に掲げる、活動に必要な場所・資機材・資金等の確保に対する便宜の提供を図ることになるが、ここでは活動場所の提供を取り上げる。

方法は、広域的な活動を行う災害救援ボランティア支援団体の本部機能を主用途としたかながわ県民センター内施設の提供と、現地活動ボランティアへの拠点確保に向けた調整を想定する。

対応の概要

(1) かながわ県民センター内施設の提供

- ① 広域的な被災地支援活動を行う災害救援ボランティア支援団体に必要な本部機能の拠点として、かながわ県民センター内のスペースを提供する。
- ② 施設内の安全が確認され、受入体制が整い次第、利用希望団体を募集し、順次、提供していく。
- ③ 利用団体ごとの提供スペースの調整は、県災害救援ボランティア支援センターが行う。

(2) 現地で活動するボランティア団体への拠点（宿泊場所）の確保支援

- ① 市町村災害ボランティアセンターから、現地で活動するボランティア団体への拠点（宿泊場所）の確保について支援要請があった場合、県支援センターが、関係機関・団体等と調整を図り、拠点となる場所のさらなる確保につながる支援を実施する。
- ② 調整先は、県くらし安全防災局、県地域県政総合センター、近隣市町村、市町村社会福祉協議会、民間企業など幅広く対象とし、各々連絡を取り、土地・施設の提供などの協力を要請するものとする。

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、被災地域の後方支援拠点となった岩手県遠野市では、遠野市総合福祉センターを始め、各地のコミュニティ消防センター、自治集会所、地区センター等が災害救援ボランティアの宿泊場所として提供されたことにより、数多くのボランティアの受入れが可能となった。

ボランティア自己責任の原則は尊重しつつも、このような受入成功事例を踏まえ、被災した市町村内のほか、被災市町村近辺で災害救援ボランティアの宿泊場所となりうる施設提供の協力要請に努めたい。

Ⅲ-5-3 【ボランティア活動支援】資機材・資金調達支援

【担当】 ボランティア活動支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
			→	

大規模な災害発生時に、災害救援ボランティア活動支援に向けて、市町村災害ボランティアセンターやボランティア団体から資機材、資金等の確保に対する支援が求められ、対応に努める必要がある。

対応の概要

(1) 資機材の確保に向けた支援

① 想定する確保すべき資機材

対象には、市町村災害ボランティアセンターの運営に必要で市町村において確保できない物品類の他、ボランティア活動支援としては、ボランティア個人が用意するには限界があり、高度に専門的ではないものを中心とした物品類への対応が求められると想定される（例：下表）。

支援要請が考えられる主な物品類

【市町村災害救援ボランティアセンター運営支援】

- 県支援センター運営必要物品類に類似（Ⅱ-5参照）

【ボランティア活動支援】

- オートバイ、自転車、リヤカー、一輪車（手押車）、発電器、投光器
- 救急医療品、防塵マスク、ヘルメット、懐中電灯、手袋、カッパ、タオル、カイロ、長靴、安全靴、釘踏み抜きインソール、清掃用具（ブラシ、ホース、バケツ等）、高圧洗浄機
- 工具（バール、金槌、釘抜き、ノコギリ、ドライバー等）、スコップ、土のう袋、テント、ブルーシート
- 寝袋、毛布、食料品、飲料水、ろうそく、簡易トイレ

② 調達の考え方

防災資機材として備蓄されている物品の活用の他、事前に資機材の提供を申し出ている企業・業界団体等（別途、調整。Ⅲ-5-4参照）に対し、支援要請を行い、資機材の提供を受けることが有力な手段となる。

(2) 資金調達確保に向けた支援

① 取組みの考え方

県としては、団体の活動に寄与する各種助成金情報の提供や、企業・支援団体への寄付呼びかけ等を行う。

市町村災害ボランティアセンターからの資金に関する支援要請については、情報を共同募金会、社会福祉協議会等、ボランティア活動助成制度を持つ団体と情報共有し、必要な支援を行うことができるよう、協力要請を行っていく。

② 主要資金確保先

- ・共同募金会「災害準備金」
- ・全国社会福祉協議会「福祉救援活動資金援助制度」

Ⅲ-5-4 【ボランティア活動支援】 各種NPO・企業へのボランティア活動に対する支援要請

【担当】 ボランティア活動支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
		→		

災害救援ボランティア活動支援において、様々な分野のNPOや企業等に対して、持つ能力を生かした協力を受けることが活動支援につながるケースが見込まれる。

製造、小売、情報通信、運輸、医療福祉といった分野などの災害救援ボランティア活動に必要な資機材やノウハウ・ネットワークを有すると思われる多様なNPOや企業・業界団体などの支援は有効であり、必要に応じて支援要請していくものとする。これらは、事前に協力関係を構築した場合、より災害時に迅速で効果的な支援がなされることが考えられる。

対応の概要

支援要請を求める主な想定される相手方は次のとおり。これらは、平常時において、各分野の団体等に災害時における協力の要請を行っていき、協力関係構築できた団体等は、順次、名称・連絡先の明記を行っていくものとする。

分野	名称	期待する支援
建設・製造、 卸売・小売	資材等製造・販売 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 被災家屋、側溝の廃材撤去・泥出し・搬出・清掃等のボランティア活動に必要な工具・物品の提供 施設・車両・自転車・仮設トイレ等災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材の提供
運輸	運送事業者 バス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動に関する資機材の搬送 先遣隊の派遣支援 ボランティアバスの運行への協力
情報通信	通信・情報サービス 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動拠点及び災害ボランティアセンター運営に必要なパソコン等情報通信基盤整備への協力・技術協力
医療・福祉、 教育・学習支援	医療・福祉関係 精神保健関係 子育て支援団体 青少年支援団体	<ul style="list-style-type: none"> 専門人材の派遣 ボランティア活動者メンタルサポート 育児支援 教育支援
その他全体	—	<ul style="list-style-type: none"> 企業社員や労働組合員が母体となったボランティアの派遣

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、企業等から自らの持つ特性を生かして、自社製品の提供や救援物資の輸送等のサービス・専門スキルの提供、専門人材の提供を行ったほか、自社員や労働組合員を母体としたまとまったボランティア派遣といった活動が見られた。

このような取り組みは被災地支援活動に向けて大きな力になるとみられ、ボランティア活動支援の面からも平常時から協力体制構築を図りたい。

Ⅲ-5-5 【ボランティア活動支援】県内外ボランティア受入調整

【担当】 ボランティア活動支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
			—————▶	

災害時に県内が被災すると、県内外から被災地での災害救援ボランティア活動を志願する方が多く現れることが予想される。

これらボランティアを、被災市町村毎の必要数を勘案して、バランスよく配分されるよう受入調整を行う。

対応の概要

(1) 各市町村災害ボランティアセンターのボランティア受入状況の確認

各市町村災害ボランティアセンターにおけるボランティアの必要数と参集状況を確認し、地域ごとのボランティア参集促進に向けた分析を行う。

(2) ボランティア受入調整に向けた広報等の実施

(1)の分析に基づき、ボランティア志願者がより必要とされる地域のボランティアセンターに赴くよう、適切な広報を行う。

【広報の例】

神奈川県内市町村別災害ボランティアセンター ボランティア活動状況 (年 月 日情報)

名称	活動状況	ホームページリンク
〇〇市 災害ボランティアセンター	募集人数を充足するボランティアの参集が有り、十分な活動が来ています。	・・・
〇〇市 災害ボランティアセンター	募集人数に比較し、ボランティア参集者が少ない状況で、十分な活動には、さらなるボランティアの参集が必要です。	・・・
〇〇町 災害ボランティアセンター	募集人数に比較し、ボランティア参集者が少ない状況で、十分な活動には、さらなるボランティアの参集が必要です。	・・・

(3) 他都道府県への周知

(2)の情報を他都道府県に周知し、県外からのボランティアがより必要とされる地域での活動を行うよう促す。

※ 市町村災害ボランティアセンターから、専門ボランティアに特化した支援要請があった場合、該当分野の県所管部署を通じて当該ボランティア(団体)に情報提供・支援依頼といった取組みを行う。

Ⅲ-5-6 【ボランティア活動支援】 県外自治体等への支援要請

【担当】 ボランティア活動支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
			—————▶	

被災規模が大きい災害ほど、復旧・復興に向けた取り組みを行うのに自県のみでは対応が難しく、県外自治体等から支援を受けることが必要となる。

県外への支援調整は、広域的な連絡・調整を行う観点から、神奈川県災害救援ボランティア支援センターの重要な役割となる。

対応の概要

(1) 県外自治体等への支援要請事項とりまとめ

県内市町村から寄せられる支援要請等を踏まえ、県外自治体等へ支援要請すべき災害ボランティアに関する事項をまとめる作業を行う。

【想定される支援要請事項】

- ・被災市町村への災害ボランティアセンター等運営支援（スタッフ派遣等）
 - ・災害ボランティアセンター等の運営やボランティア活動支援に関する資機材提供
 - ・被災経験のある県外自治体等への対応ノウハウの提供
- ※ その他、県外自治体等からの独自内容の支援の用意を打診されることが見込まれる。

(2) 対象自治体等への連絡・調整

(1)でまとめ、寄せられた支援の受入市町村の決定に向けた検討・調整を行う。

(3) 県外自治体等の支援受入れ

支援を受け入れるに当たって、人材派遣、資機材提供においては受入拠点や運搬手段の確保に関する調整が別途、必要になる場合もあり、さらなる受入市町村への支援受入れ実現へ向けて、各方面に支援要請を行い、環境整備に努める必要がある。

Ⅲ-5-7 【ボランティア活動支援】県募集ボランティアの被災地派遣

【担当】 ボランティア活動支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
			—————→	

被災市町村の災害ボランティアセンターの設置・運営が進むと、被災地域でのボランティア受入が活発化する。しかし、交通事情などによりボランティアが被災地域に赴くのが困難である場合等には、ボランティアが被災地での支援活動を果たせるような取り組みを実施する必要がある。

その代表的な例としては、被災地へ向かうボランティアバスを仕立て、参加ボランティアを募集し派遣するボランティアバスの運行である。被災状況に応じて、このような市町村災害ボランティアセンターが求めるボランティア派遣の取り組みを進めていくこととする。

対応の概要

【ボランティアバス運行の主要実施フローの例】

(1) 代表者の決定など事務局の体制づくり

(必要な役割)

- ・ 総合企画
- ・ バス会社との調整
- ・ 市町村災害ボランティアセンターとの受入調整
- ・ 資金・寄付金管理
- ・ 物資調達・管理
- ・ ボランティアコーディネーターの確保
- ・ ホームページの管理等情報発信
- ・ 問い合わせ対応

(2) 事務局運営支援ボランティアの募集

(1) 記載の役割を担うボランティアをホームページ等により、募集する。

(3) 派遣先の決定

(4) 現地打合せ

バス受入先のボランティアセンターに事務局スタッフが赴き、現地スタッフと活動内容・スケジュールの調整及び活動場所の状況、安全性の確認を行う。

(5) バス運行計画の決定

(6) ボランティアバス参加者募集

主にホームページにより、事前研修実施日前を締切日として参加希望者を募集する。

(7) 事前研修の実施

ボランティアバス参加希望者を集め、現地活動場所確認者及び災害救援ボランティアコーディネーターにより、現地活動に備えたオリエンテーションを行う。

(8) ボランティアバスの運行・ボランティア派遣

Ⅲ-5-8 【ボランティア活動支援】 県支援センター現地事務所の開設運営

【担当】 ボランティア活動支援班	フェーズ	初動期	応急活動期	復旧活動期
			—————→	—————→

災害の状況によっては、個々の市町村災害ボランティアセンターだけでは解決できない課題に対する支援や近隣センター間の調整、特に被害が甚大な地域への他地域からの支援等が必要になることも想定される。

このような状況に対応するため、必要な支援の強化・調整等を行うことを目的として、県支援センターと市町村ボランティアセンターの中間支援や地域ごとの相互支援を担う県の支援拠点を設けるべきと判断される場合、被災地域の後方支援拠点として、県支援センター現地事務所を設けるものである。

対応の概要

(1) 設置の時期

市町村災害ボランティアセンターからの要請、センター間調整及び地域間相互支援の必要性等から、県支援センター現地事務所を設けるべきと判断した場合にはすみやかに設置することとする。

(2) 設置場所

かながわ県民活動サポートセンターが被災し設置できないときの代替場所選定（Ⅱ-2）と同様に、県の現地災害対策本部が設置される各地域県政総合センターの協力を得るなどして、被災の状況等に応じ、適切な場所に設置する。

(3) 運営体制

現地事務所の運営に当たっては、県支援センターの運営スタッフを派遣し、必要な支援に対応する体制を構築していくこととする。

すべての現地事務所運営スタッフを県支援センターから派遣することが困難な場合は、運営構成団体の県から県外の自治体へ、県社会福祉協議会から県外の社会福祉協議会へ、神奈川災害ボランティアネットワークから同様に他災害救援ボランティア支援団体あてに派遣を呼びかけ、現地事務所運営スタッフに充てることとする。

IV ケーススタディ

災害時に設置される県支援センターは、あらゆる事象への対応が求められる。

県支援センターの迅速・的確な運営には、臨機応変な対応が求められるが、あらかじめ想定される事象には備えておくことが有効である。

ここでは、県支援センターが標準的に対応するであろう時系列フローや、起こりうるケースへの対応のヒントをまとめていく。

1. 標準運営シミュレーション

県支援センターの標準的な運営シミュレーションは次のとおり。

これに沿い、適宜、センター設置・運営訓練を行うなどして実践的な備えを行うことが、災害時における適切な対応につながると思われる。

神奈川県災害救援ボランティア支援センター 標準運営シミュレーション

時間	事象・対応	主担当
発災初日 ・ 2日目	○ 災害発生	
	○ かながわ県民センター自衛消防隊活動 （Ⅲ－1参照）	
	○ 県災害対策本部設置	
	○ 県支援センター開設 （Ⅲ－2－1）	<全班体制> 庶務班 ボラ活動支援班 情報支援班
	▪ かながわ県民センター11階 かながわ災害救援ボランティア活動支援室に事務局開設	
	▪ 運営スタッフの参集・配置	
	▪ 役割分担・伝達確認	
	▪ 室内環境整備	
	▪ 関係機関等へ開設連絡	
▪ ホームページによる情報提供		
○ 被災地情報の収集 （Ⅲ－4－1）	情報支援班	
▪ 市町村、市町村社協等から被災状況にかかる情報収集		
▪ 情報の整理・共有		
※ ボランティアを志願する県民等からの問い合わせ対応	情報支援班	
※ 各市町村ボランティアセンターからの支援要請対応	ボラ活動支援班	
○ 市町村VC設置・運営情報収集 （Ⅲ－4－2）	情報支援班	
▪ 市町村、市町村社協等からボランティアセンター設置・運営、ボランティアニーズにかかる情報収集		
▪ 情報の整理・共有		
○ 先遣隊の編成・派遣 （Ⅲ－4－3）	情報支援班	
▪ 派遣先・ルート決定		
▪ 先遣隊員の参集・派遣		
▪ 活動報告		

※ 庶務班は継続して主に施設管理に従事する。事象には各班相互に協力して対応すること。

時間	事象・対応	主担当
発災初日 ・ 2 日目	○ ホームページによる情報発信 （Ⅲ－４－４） ・ ホームページの作成・公開	情報支援班
3 日目 以降	○ 登録ボランティアへの情報配信 （Ⅲ－４－５） ・ メール情報配信希望ボランティア募集 ・ メールによる登録ボランティアへの情報配信	情報支援班
	○ 市町村ボランティアセンター運営スタッフ人材派遣 （Ⅲ－５－１） ・ 派遣チーム体制決定 ・ 派遣計画の作成	ボランティア活動支援班
	○ ボランティア活動拠点の提供 （Ⅲ－５－２） ・ かながわ県民センター内施設の提供 かながわ県民センター内スペース整備・提供準備・提供 ・ 市町村支援要請に対するボランティア宿泊拠点確保支援 関係団体との土地・施設提供に向けた協力要請	ボランティア活動支援班
	○ 資機材・資金調達支援 （Ⅲ－５－３） ・ 確保すべき資機材の決定 ・ 協力関係にある企業・業界団体に資機材提供依頼 ・ 資金助成団体に支援要請、情報収集・提供	ボランティア活動支援班
	○ 各種NPO・企業へのボランティア活動に対する支援要請 （Ⅲ－５－４） ・ 支援依頼する内容の決定 ・ 協力関係にあるNPO及び企業・業界団体に支援依頼	ボランティア活動支援班
	○ 県内外ボランティア受入調整 （Ⅲ－５－５） ・ 各市町村ボランティアセンターのボランティア受入状況の確認・まとめ ・ ボランティア受入調整に向けた広報等の実施 ・ 他都道府県への周知	ボランティア活動支援班
	○ 県外自治体等への支援調整 （Ⅲ－５－６） ・ 県外自治体等への支援要請事項とりまとめ ・ 対象自治体等への連絡・調整 ・ 県外自治体等の支援受入れ	ボランティア活動支援班
	○ 県募集ボランティアの被災地派遣 （Ⅲ－５－７） ・ ボランティアバス運行に向けた事務局体制づくり ・ バス運行計画決定・ボランティア募集 ・ ボランティアバスの運行・ボランティア派遣	ボランティア活動支援班
	○ 県支援センター現地事務所の開設運営 （Ⅲ－５－８） ・ 設置場所の決定 ・ 運営スタッフの派遣	ボランティア活動支援班

※ 庶務班は継続して主に施設管理に従事する。事象には各班相互に協力して対応すること。

2. その他災害時事象への対応

1. かながわ県民センターが被災し、県災害救援ボランティア支援センターの設置が困難な場合

県支援センターの本来の設置場所は、かながわ県民センター（かながわ県民活動サポートセンター）であるが、建物の損傷が激しく、当面、設置場所とすることが困難な場合、やむを得ず、代替場所に置くこととなる。

この場合、次のような対応が想定される。

【活動の流れ想定】

◎ 設置場所の決定

- ・ 横浜地域が適地と判断されれば、神奈川県庁内の一部のスペースを確保し、代替場所として、県支援センターを設置する。
- ・ 神奈川県庁が機能しないような場合は、県の現地災害対策本部が設置される地域県政総合センターの協力を得るなどして、適当な代替場所を決定し、設置する。
- ・ 設置場所に運営スタッフを招集すると共に、決定した対応結果を次の関係機関等に連絡する。

区分	名称
関係機関	日本赤十字社神奈川県支部
県機関	NPO協働推進課（県災害対策本部災害救援ボランティア支援班）
	国際課（通訳・翻訳ボランティア）
	健康危機管理課（医療ボランティア）
	地域福祉課（福祉ボランティア）
	建築安全課（応急危険度判定士）
市町村関係機関	県内市町村災害ボランティアセンター設置所管部署

◎ 拠点の整備

- ・ 必要な主要物品類は下記のとおり。現地施設管理者等に協力依頼し、行政情報ネットワークに接続され、ホームページによる情報発信ができる環境の利用を含めてパソコン等備付物品の緊急利用の承認を受けるなどし、順次、確保に努める。

テーブル、いす、ホワイトボード、マーカー、電話・FAX（電話回線使用含む）、コピー機、パソコン（インターネット接続環境含む）、プリンタ、テレビ、ラジオ、地図、事務用品、ヘルメット、ファイリングキャビネット、ゴミ袋、傘立て

◎ 運営開始

- ・ 設置場所に運営スタッフを招集し、運営を開始する。

2 甚大な被害により早急な市町村災害ボランティアセンターの設置困難な場合

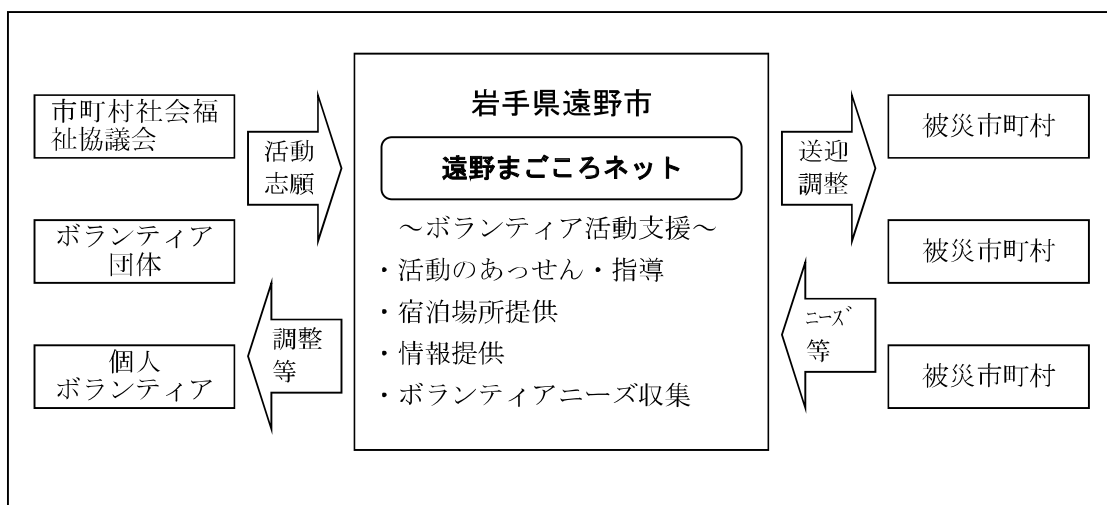
東日本大震災では、甚大な被害を被ったことにより、発災後、すみやかに災害ボランティアセンターを立ち上げることが出来なかった市町が見受けられた。

そこで、ボランティア活動が行われる被災市町以外の自治体にボランティア活動拠点が設けられ、災害救援ボランティア活動が繰り広げられる事例があった。

【具体的事例】岩手県遠野市

- 岩手県遠野市は、岩手県沿岸部まで約 40km の距離に位置し、道路網の整備状況が良好なことや、比較的地盤が安定している土地へ立地している等の理由から、沿岸部で地震・津波災害が発生した際の後方支援拠点構想を持っていた。
- 同市は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、岩手県沿岸の被災地（大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市等）への距離が近いという利点を生かし、自衛隊や消防隊などあらゆる活動の沿岸部への後方支援拠点として機能した。
- ボランティア支援においても、岩手県沿岸部の被災者支援のため、遠野市民、遠野市社会福祉協議会、ボランティア団体を中心として、遠野市被災地支援ネットワーク「遠野まごころネット」（後に特定非営利活動法人化）が結成され、この団体が中心となって、県内外から集結したボランティアの受入れ、被災地への派遣を行い、ボランティア活動促進に大きな効果をもたらした。
- 神奈川県においても、この事例を参考とし、被災地域から比較的地理的条件の良い場所に後方支援拠点を確保し、各種団体の協力を得てボランティアの受入れ・派遣を行う体制を整えるといった取り組みの有効性を考慮すべきである。

【岩手県遠野市で展開された取り組みの概要図】



V 平常時に行う対策

災害時の応急活動を迅速かつ的確に行うためには、平常時から事前対策を十分に行うことが有効である。

Iにおいて、神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）における災害時応急活動事前対策を掲載したが、ここでは、災害時応急活動に備えるため、平常時に行うべき対策を具体的にまとめた。

1. 災害救援ボランティア受入体制の整備

1 先遣隊派遣体制の整備

大規模災害の場合、被災市町村におけるマンパワーの不足により、災害ボランティアセンターの設置・運営が円滑に進まず、被災地情報の発信やボランティア受入体制の整備が十分ではなく、支援が必要な場合も考えられる。

そこで、被災地の状況把握と災害ボランティアセンターの設置・運営支援等の役割を担う先遣隊の編成・派遣を想定した体制整備を行っていく。

【取組内容】

- 被災地における災害ボランティアセンターの運営に関与した経験を持つ方や専門研修修了者などの災害救援ボランティアコーディネーターから先遣隊を担う用意のある方を募り、順次、先遣隊の一員となる方を確保し、先遣隊体制整備を図る取組みを進めていく。
- 派遣主体は、県支援センターを想定。災害時の先遣隊の編成・派遣方針は、「Ⅲ-4-3【情報支援】先遣隊の編成・派遣」のとおり。

2 災害時ボランティア活動拠点の整備

災害時に行う災害救援ボランティア活動支援の一環として行う、活動拠点の提供に向けた環境整備を図る。

【取組内容】

- 県としての災害時ボランティア活動拠点は、災害救援ボランティア支援センターが設置される「かながわ県民活動サポートセンター（かながわ県民センター）」を想定している。
- 災害時には、かながわ県民センター11階のかながわ災害救援ボランティア活動支援室に県支援センターの事務局機能を設けるほか、同9、10階のボランティアサロンを、広域的な活動を行う災害救援ボランティア支援団体の本部機能設置のためのスペースとして提供することとし、災害時に必要になると想定される資機材の整備を行うこととする。

- かながわ県民センターが被災し、県支援センターの設置が困難な場合、代替施設を確保しなければならないことが想定される。

このような代替施設確保に向けて、安全防災担当部局と十分調整を図り、場所の選定を進めていく。

3 災害時ボランティア活動の資機材確保

ボランティア活動促進に向けた資機材に関する便宜供与を行うため、災害時に必要となることが想定される物品を扱っている企業・業界団体等へ提供に向けた協力依頼、備蓄品活用に向けた環境整備を行っていく。

【取組内容】

- 企業・業界団体等への提供に係る協定締結に向けた協力呼びかけの促進や、状況に応じて通常の防災資機材備蓄品をボランティア用に転用するしくみの検討・調整を進めていく。

2. ネットワークづくりの促進

1 災害救援ボランティア活動促進への側面支援

災害救援ボランティアに関するネットワークづくりを始めとした災害時・平常時の災害救援ボランティア活動支援の充実強化に取り組む。

【取組内容】

- 災害時に、県支援センターの事務局機能を設ける予定であるかながわ県民センター11階のかながわ災害救援ボランティア活動対策室を、平常時においては、災害救援ボランティア活動支援拠点として機能させることとし、必要な物品を備え、県支援センター設置準備活動のほか、災害救援ボランティア関係団体相互の情報交換、ネットワークづくりに資する取り組みを行う。

2 災害救援ボランティア情報収集・発信のしくみの構築

災害時に、災害救援ボランティアが効果的に活動するため、ボランティア活動希望者等が必要な情報を迅速・的確に情報収集できるような情報発信を図る取り組みを進めていく。

【取組内容】

- 関係機関と連携し、それぞれの機関が収集したボランティアに関するニーズ情報を一元化し共有が出来るよう情報提供する場の提供と、ソーシャルネットワークサービス等を活用し、インターネットを通じて情報発信・共有を図るしくみの構築を図っていくこととする。

3 多様な分野のボランティア・NPO等との連携強化

災害救援ボランティア活動支援において、様々な分野のボランティア・NPOが持つ能力を生かし、効果的な活動実施に向けた連携関係の構築・強化に努めていく。

【取組内容】

- 復興復旧ボランティア活動に有効な活動が見込まれる多様な分野のボランティア・NPOについて、災害時にさらなる効果的な活動が行われるよう、平常時から協力関係の構築に努め、連携した活動に向けた認識共有を図っていく。

4 企業・業界団体等との災害時における協力関係構築

企業等から自社製品の提供やサービス・専門スキルの提供、専門人材の提供等を受けることは、ボランティア活動支援に向けて大きな力となる。このような企業・業界団体からの支援が災害時に迅速・効果的に行われるよう、協力・連携関係構築を図っていく。

【取組内容】

- 製造、小売、運輸、情報通信、医療・福祉といった分野などの災害救援ボランティア活動に必要な資機材やノウハウを有すると思われる企業・業界団体等に対し、事前協定締結等の協力関係構築を順次、打診していく。

3. 人材の育成と活用

1 災害救援ボランティアコーディネーターの育成促進

災害時の救援活動にスキルを持つ災害救援ボランティアコーディネーターは、災害時における災害救援ボランティアセンターでのボランティアの需給調整を行う役割を果たすなどボランティア活動促進に大きな力となる。

このような災害救援ボランティアコーディネーターの育成を図る取り組みを行う。

【取組内容】

- 災害救援ボランティアコーディネーターの養成を図る講座をかながわコミュニティカレッジ講座等において災害救援ボランティア支援団体と協働で実施するほか、災害救援ボランティアコーディネーターの養成に向けた取り組みへの支援を行う。

2 災害救援ボランティアコーディネーターの活動促進

災害救援ボランティアコーディネーター養成講座の受講生が、地域において災害ボランティア活動に携わるといった、災害ボランティア活動促進につながる取り組みを進めていく。

【取組内容】

- 災害救援ボランティアコーディネーター養成講座の受講生に対し、災害救援ボランティア支援団体とともに、各地域の災害ボランティアネットワークの活動の紹介や地域ネットワークを立ち上げる際に助言を行うといった協力を行い、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるよう努めていく。

4. マニュアルの作成等

1 災害救援ボランティア支援センター設置・運営マニュアルの検証・見直し

災害時により適切なボランティア活動支援を行うことが出来るよう、より洗練された災害救援ボランティア支援センター設置・運営マニュアルとなるよう、検証・見直しに努める。

【取組内容】

- 災害救援ボランティア支援センターの設置・運営訓練といった防災訓練においては、具体的なあらゆる事象への対応を通じて、課題が抽出されるといった効果が見込まれる。このようなマニュアルの内容を検討する機会を捉え、随時検証・見直しを行っていく。

地震災害へ備える ～減災に努めましょう～

神奈川県では大規模地震発生の切迫性が指摘されている。災害の発生を防ぐことは出来ないが、地震災害による人的被害等を軽減するには、できる限りの備えを行っておくことが有効である。

内閣府（防災担当）で災害被害の軽減を図るための情報提供を行う等、災害対策に取り組む機関・団体において、「減災」に向けたチェックポイントが多く紹介されている。特に人的被害が軽減されると、災害救援ボランティア人材の拡充及び必要支援対象の減少につながることから、ボランティア活動支援の実施においても「減災」の取組みを促進したいものである。

神奈川県災害救援ボランティア支援センターの運営に携わる皆様においては、これを理解し、平常時から周囲の方々に周知する等の心掛けが望まれる。

神奈川県災害救援ボランティア支援センター連絡（依頼）票

御中

送付日時	年 月 日 () 時 分		
送付方法	直渡 ・ 郵便 ・ FAX ・ E-mail ・ その他 ()		
送付者	所属		
	役職		
	氏名		
所在地			
連絡先	電話		ファックス
	E-mail		
タイトル			
連絡（依頼）内容			
備考			

收受日時 年 月 日 時 分 收受者所属 氏名：

神奈川県災害救援ボランティア支援センター 関係機関・団体 連絡先一覧

名称	担当部署等	電話番号
神奈川県社会福祉協議会	総務企画部企画調整・情報提供担当	045-311-1423
	地域福祉推進部地域福祉推進担当	045-312-4815
神奈川県共同募金会	—	045-312-6339
神奈川災害ボランティアネットワーク	—	045-473-1031 (神奈川県生活協同組合連合会内)
日本赤十字社神奈川県支部	救護課	045-681-2123
横浜市	市民局市民協働推進部市民活動支援課	045-227-7965
川崎市	総務企画局危機管理室	044-200-0337
	市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課	044-200-2349
	健康福祉局地域福祉部地域福祉課	044-200-2626
相模原市	健康福祉局福祉部地域福祉課	042-769-9222
横須賀市	福祉部健康保険課	046-822-8283
平塚市	防災危機管理部災害対策課	0463-21-9734
	監査委員事務局	0463-23-1111
鎌倉市	防災安全部総合防災課	0467-23-3000
藤沢市	福祉健康部保険年金課	0466-50-3575
小田原市	防災部防災対策課	0465-33-1855
茅ヶ崎市	監査事務局	0467-82-1111
逗子市	福祉部社会福祉課	046-873-1111
三浦市	総務部防災課	046-882-1111
秦野市	市民部市民活動支援課	0463-82-5111
厚木市	市長室危機管理課	046-225-2190
大和市	市民経済部市民活動課	046-260-5103
伊勢原市	企画部危機管理課	0463-94-4711
海老名市	市長室危機管理課	046-235-4790
座間市	市長室危機管理課	046-252-7395
南足柄市	総務防災部防災安全課	0465-73-8055
綾瀬市	市長室危機管理課	0467-70-5641
葉山町	総務部防災安全課	046-876-1111
寒川町	総務部総務課	0467-74-1111
大磯町	町民福祉部福祉課	0463-61-4100
二宮町	政策総務部防災安全課	0463-71-3311
中井町	福祉課	0465-81-5548

名称	担当部署等	電話番号
大井町	総務安全課	0465-85-5002
松田町	福祉課	0465-83-1226
山北町	福祉課	0465-75-3644
開成町	保健福祉部福祉課	0465-84-0316
箱根町	福祉部福祉課	0460-85-7790
真鶴町	総務課	0465-68-1131
湯河原町	地域政策課	0465-63-2111
愛川町	民生部福祉支援課	046-285-6928
清川村	保健福祉課	046-288-3861
神奈川県災害対策本部 (政策部災害救援ボランティア支援班)	県政策局政策部 NPO協働推進課	045-210-3703
県国際文化観光局国際課	専門ボランティア (通訳・翻訳)	045-210-3748
県福祉子どもみらい局福祉部 地域福祉課	専門ボランティア (福祉)	045-210-4750
県健康医療局保健医療部健康 危機管理課	専門ボランティア (医療)	045-210-4634
県県土整備局建築住宅部 建築安全課	専門ボランティア (応急危険度判定士)	045-210-6257
横須賀三浦地域県政総合センター	県民・防災課	046-823-0210
県央地域県政総合センター	県民・防災課	046-224-1111
湘南地域県政総合センター	県民・防災課	0463-22-2711
県西地域県政総合センター	防災課	0465-32-8902

※ 市町村は、市町村災害ボランティアセンター設置前の段階を想定し、情報交換対象の関連部署として「かながわ災害救援ボランティア支援自治体ネットワーク」の連絡窓口部署を記載。

神奈川県災害救援ボランティア支援センターの運営等に関する協定書

かながわ県民活動サポートセンター所長（以下「サポートセンター」という。）、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会会長（以下「県社協」という。）、社会福祉法人神奈川県共同募金会会長（以下「県共募」という。）及び特定非営利活動法人神奈川災害ボランティアネットワーク理事長（以下「K S V ネット」という。）は、災害時における神奈川県災害救援ボランティア支援センター（以下「支援センター」という。）の運営等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神奈川県災害対策本部設置時に、災害救援ボランティア活動支援のため、神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）に基づき設置する支援センターの運営及びその協力体制等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置場所）

第2条 支援センターは、かながわ県民活動サポートセンターに設置することとし、その運営事務局はかながわ県民センター11階に置く。ただし、災害等の状況により設置しがたい場合は、別途定める候補地から最適な場所を選定して設置することとする。

（運営）

第3条 支援センターは、次の団体が協働により運営を行う。

- (1) かながわ県民活動サポートセンター
- (2) 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
- (3) 社会福祉法人神奈川県共同募金会
- (4) 特定非営利活動法人神奈川災害ボランティアネットワーク

（設置時の報告）

第4条 サポートセンターは、支援センターを設置したときは直ちに、県社協、県共募及びK S V ネットに報告し、協働により運営することを確認する。

（業務内容）

第5条 サポートセンター、県社協、県共募及びK S V ネットは、この協定に従い、次の業務を協働で実施する。

なお、具体的な業務内容及び役割等は、別紙のとおりとする。

- (1) 災害救援ボランティアに関わる情報収集・発信に関すること。
- (2) 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援及び各種連絡・調整に関すること。
- (3) 災害救援ボランティア活動への支援に関すること。

（責任者と意思決定）

第6条 支援センターの運営責任者は、支援センター長となるかながわ県民活動サポートセンター所長とする。

- 2 支援センターの運営に係る重要案件については、協働4者の合議により決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、運営責任者が決定し、3者に報告する。

（運営経費等）

第7条 支援センターの設置・運営に伴い必要となる経費の確保や支出方法については、あらかじめサポートセンター、県社協、県共募及びK S V ネットの4者で協議して定めておくものとする。なお、想定外の支出が生じた又は生じるおそれがある時は、その都度4者で協議して定めるものとする。

(平常時における取組み)

第8条 サポートセンター、県社協、県共募及びK S V ネットは、支援センターの円滑な運営のため、平常時から随時、次の取組みを行うものとする。

- (1) 連絡会議の開催
- (2) 支援センター設置・運営に関する合同訓練の実施
- (3) 県支援センター運営協力及び先遣隊の役割を担う人材の育成
- (4) 県支援センターの運営及び設置準備に必要な資機材の整備
- (5) 県支援センター設置準備に関する活動への支援
- (6) その他神奈川県地域防災計画に掲げる災害救援ボランティアの支援活動の実施

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義の生じたときは、サポートセンター、県社協、県共募及びK S V ネットの4者協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までにサポートセンター、県社協、県共募及びK S V ネットのいずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、サポートセンター、県社協、県共募及びK S V ネット4者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月18日

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

かながわ県民活動サポートセンター所長 松田 宏一

神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会会長 篠原 正治

神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2

社会福祉法人神奈川県共同募金会会長 牧内 良平

神奈川県横浜市港北区新横浜2-6-23 金子第2ビル3階

神奈川県生活協同組合連合会内

特定非営利活動法人神奈川県災害ボランティアネットワーク

理事長 植山 利昭

神奈川県災害救援ボランティア支援センター 業務内容等について

支援センターの具体的な業務内容と実施体制は次のとおりとする。

【業務内容等】

業務内容
1. 災害救援ボランティアに関わる情報収集・発信に関すること (1) 被災地情報の収集 (2) 市町村災害ボランティアセンター設置・運営情報収集 (3) 先遣隊の編成・派遣 (4) ホームページによる情報発信 (5) 登録ボランティアへの情報配信 (6) その他
2. 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援及び各種連絡・調整に関すること (1) 市町村災害ボランティアセンター運営スタッフ人材派遣 (2) 資機材・資金調達支援 (3) 県外自治体等への支援要請 (4) 県現地支援事務所の開設運営 (5) その他
3. 災害救援ボランティア活動への支援に関すること (1) ボランティア活動拠点の提供 (2) 各種NPO・企業へのボランティア活動に対する支援要請 (3) 県内外ボランティア受入調整 (4) 県募集ボランティアの被災地派遣 (5) その他

支援センターの運営を担うスタッフは、運営団体（かながわ県民活動サポートセンター、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会、社会福祉法人神奈川県共同募金会、特定非営利活動法人神奈川災害ボランティアネットワーク）の職員及び各団体を通じた協力者にて構成するが、各々の運営への役割・関与の考え方は以下のとおりとする。

【実施体制】

名称	運営上の役割
<ul style="list-style-type: none"> かながわ県民活動サポートセンター 	設置・運営主体
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 	団体が持つ特性を生かし、市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援、県内市町村社会福祉協議会、全国社会福祉協議会等県外社会福祉協議会との連絡調整等、業務遂行に必要な支援を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人神奈川県共同募金会 	団体が持つ特性を生かし、災害ボランティアセンターの財政的支援及び災害ボランティア活動支援プロジェクト会議との連絡調整等に関する協力を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動法人神奈川災害ボランティアネットワーク 	団体が持つ特性を生かし、災害救援ボランティアに関わる情報収集・発信、県内外の災害救援ボランティア団体との連絡調整等、業務遂行に必要な支援を行う。

災害時等における応急対策及び災害ボランティア関連物資等の供給に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社ビーバートザン（以下「乙」という。）は、災害時等において、応急対策及び災害ボランティア活動支援に必要な物資等（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が対策本部（災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部をいう。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができ

ない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金の負担者は、甲あるいは甲と乙が協議の上、決定した者とする。

- 2 前項に規定する費用は、災害等発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、前条に規定された負担者が支払うものとし、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(損害賠償責任)

第10条 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月31日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県厚木市戸田24番地1
株式会社ビーバートザン
代表取締役社長 石井 誠

災害時等において調達可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、リヤカー、手押運搬車、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、拡声器
日用品等	毛布、寝袋、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ティッシュ、ウェットティッシュ、マスク、石鹸、消毒液バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、事務用品
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、扇風機
電気用品等	投光器、発電機、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

